

松原座長記者会見の概要

通信・放送の在り方に関する懇談会（第9回）終了後

平成18年4月11日（火）

（冒頭発言）

今日は、大臣が所用で出まして私一人の会見になります。

今日はヒアリングも終わりました、追加ヒアリングの回答も参りましたので、最終的なまとめに向けての議論をしました。今回と次回をですね、総括的な議論に使用しております。今回は放送について集中的に議論しました。

大きく分けて2つ。1. 放送全般、2. NHKについて議論しました。

放送につきましては、事務局が用意してくださった配布資料そのものですが、4点用意しました。1. マスメディア集中排除原則、2. IPマルチキャスト再送信、3. 地上デジタル移行後の帯域使用、4. 県域免許についてです。

マスメディア集中排除原則については、緩和すべきか否かというところから議論いたしました。多局化が進んでいる状況を見ると、今までも緩和してきているところですが、もう一段の緩和が必要ではないかということで、おおよそ一致しました。そのうち、いくつかの留保条件がありまして、緩和が放送業界全体の活性化につながるかどうか、もし緩和により結果的に地方局に対する何らかの資本参加が可能になると、地域性をどのように担保するのかという留保条件は必要だけれども、緩和は必要である、結果的に業界の活性化につながる、そのときに縦横とか水平とかの議論がありましたけれども、横とはキー局同志の集中排除だが、これはまずいだろう。大きな影響力を持つものには緩和すればいいというものではない。縦については、緩めていった方が業界の活性化につながる。

具体的にどういう形で緩和をするのかというところでは、持株方式も案ではあるけれども、その一方で、よりダイレクトに資本参加を緩めるというやり方もあるはずだ、と具体的な緩和の方向については結論を出しませんでした。どちらが優勢ということもありませんでした。

IPマルチキャスト再送信について、放送のところでこの問題を出したのは、地デジの難視聴対策で、IPで再送信することの是非、技術的な可能性があるか、地域限定をかけるというアジェンダだったのですが、地デジの再送信に限定されない問題であって、放送事業者以外がIPマルチキャストで映像を配信するというようなケースについてはどのように考えたらいいか、そういう規定を再送信としてとらえるのか、CATVとの違いはどうするのか、さらにそうすると当然著作権との問題にも関わる、ということなので、この内容については、次回融合法制を扱う予定ですので、その中で、著作権、CATV、放送事業者以外の映像配信についてどう考えるかも含めて考えるということにしました。技術的にはHDに関しても十分可能だとか、地域限定をかけることが可能だということでした。

三番目の議題は、デジタル移行後の空き帯域についてどのように考えたらいいか。そこを利用したいというのがデジタルラジオとメディアフロー等でございまして、これらの参入についてどう考えるのか。空き帯域を見ていっても、VHFの1～3という低い帯域とUHFの高い帯域、と帯域によって社会的ニーズが違うでしょうから、これらを勘案しながら検討していかなければならないと、問題の所在を確認いたしました。デジタルラジオの在り方、音声だけではないのにラジオというのか等ありますけれども、空いた帯域をどう使うのか、新規参入者のニーズや経営実態とか、また通信側のニーズもある

かと思いますので、再整理をして、この懇談会として何らかのまとめはしなければいけない、ということで合意いたしました。

四番目は、地域免許の問題。マスメディア集中排除原則等の変更とも関わりますが、今日の段階では色々な意見が出ました。IPマルチキャストで放送をどんどん流せるようなデジタルの時代に、電波に即した地域免許の在り方がふさわしいといえるのかどうか。その一方で、やはり今までの地域免許のもとで各放送局は経営してきたわけで、そのことに対して根底から経営が崩れるようなことをしているのか、経営の問題だけでなく、地方情報発信比率が10数パーセントと低いのは承知の上で、地方の情報収集、ニュースの発信というような能力が失われて良いのか、という議論もありました。また、関東広域のような広範囲な地域免許があれば、一県だけの小さな免許もある、これらを同じような地方免許としてくくっていいのか。そのような広範囲な地域免許にも関わらず、北関東の情報発信はこのような体制で十分出来ているのか。色々な議論が出まして、今日の時点でまとめようということもありませんでしたので、問題点を出していただくということで終わりました。

次がNHKについてでありまして、NHKについては項目を6つ用意いたしました。一番目がガバナンス、二番目が公共放送の範囲、チャンネルの問題。三番目が受信料制度、四番目が国際放送、五番目がアーカイブ、六番目が技術開発、について議論しました。

ガバナンスについては、経営委員会の在り方について議論が集中いたしました。これは本来のチェック機能を果たしているのか、というところについて議論が行われまして、本日の議論の段階では、チェック機能を果たしていない、機能強化が必要ではないか、ということではほぼ合意しました。具体的な方策につきましては、色々な意見が出た、という段階でありまして、例えば株式会社における取締役会のようなしっかりした機能を果たせるようにするとか、そのためには経営委員の一部は常勤化することが必要だとか、事務局がしっかりついていなければならないのではないか、とか、あるいは経営委員の人选の方法についても検討する必要があるのではないか、というような色々な意見がでましたけれども、方向性としては相当強化しなければならない、というところでは、ほぼ合意したわけですが、具体的な方法については議論しなければならない、というところがございます。

また、職員、会長等の給与体系について資料が出まして、やはりNHKの受信料というものが法律上の強制義務になっているわけですから、準税金と考えれば、給与体系、報酬の体系というのは公務員に準拠するべきなのではないか。その点から考えれば、例えば会長の年間報酬が3600万ぐらい、という水準。大卒等のモデル賃金を見た限りでは、全員がこれは高いという認識を持ちました。ただ、そのことをどう下げるかという結論が出たわけではなくて、そのような意見とか議論が出たことこの紹介でありまして、ほぼ今日の段階で一致したのは、経営委員会の在り方について強化しなければならない、組織を変えるような強化がおそらく必要だ、ということです。

公共放送の範囲についてですが、チャンネル数が多いのではないかということについては既に合意していたわけでありまして。今日、事務局に資料を出していただいたのは、NHKの番組内容で見て公共性とは何か、という資料が全く無かったので資料を出して貰ったわけです。どういう資料かという放送免許の再免許の条件で、教育10%、教養20%という条件がありますが、今まで実際にどのような数値が出ていたのかを用意していただきました。NHKの教育に関しては教育のウェイトが70%ですか、非常に高いのですが、総合については民間と同じ教育10%、教養20%という数値で、現実にはどのようなになっているのか出してもらったところ、民間、とりわけキー局に比べまして、NHKの総合は民間に比べて数ポイントずつ低いというデータが出てきて、これには各構成員が驚いたということで

あります。それで、そのことは何かといいますと、NHKの公共性は何かと考えたときに、放送の中身でこれが公共か公共じゃないかと分けるのは難しいという意見があるわけですが、少なくとも今までの郵政省、総務省の規律の中で、このようなものがあって、実際各局が自らの番組に関して、コマ1までの数字を出して、郵政省、総務省が認可してきたわけですから、そういう区分けというのは今まで出来たと、それが本日明らかになって、これをもう少し精査する形で、もしNHKのチャンネルを減らそうというときには、そういう放送の内容までしっかり見た上で議論しなければならない、というところになりました。しかし地上波をどうするのか、衛星をどうするのか、ラジオ、AM・FMをどうするのかという具体的な中身については、今日は時間が無くて出来ませんでした。

三番目の受信料制度については、例えばこれから先の議論でチャンネル数を減らすことになれば、受信料は低下することになるだろうと、また本日改めて徴収方法について詳細なデータを事務局から出していただきました。それによると、徴収にかかるコストがおよそ800億円、NHKの収入に対して12.9%です。6000億、7000億集めるのに800億かけていて、そのウェイトが12.9%。これはいくらなんでも異常だろうと。逆にこういうことに対して今までチェックできていないというのは、NHKのガバナンスが効いていないということの一つの証左であろうと、そういう意見も出ました。受信料制度を考えるときに、実は罰則付きの義務化をするかどうかというところまで議論は進みませんでしたけれども、おそらく罰則化するかどうかを入れなくても受信料を相当程度下げられるのではないのかというような感触は議論の中でありました。これは合意したものではありませんでしたが、議論の方向性としては、どうも受信料は下げられる余地はありそうだということでありまして、徴収方法にまで踏み込んで報告書を書かなければならないというところの合意はございました。

それから、国際放送についてでございますが、実はここは時間が大変押してしましまして、どういう点を議論しなければいけないのかということの確認だけになりました。例えば、ラジオの短波はどうか、それからIPを使って流すかどうか、流す内容についてニュースだけなのか文化を含むのか、日本だけの情報発信なのか、アジアまで含めて情報発信したらいいのか、言語は英語にだけ絞り込んでいいのか、こういった点を一種連立方程式の解を解くような形でないとこの問題は処理できないのではないかと。その上でどういった形で国際放送を行うか、というときに、NHKの本体でやるのか、子会社の形にするのか、それから受信料でやるのか税金でやるのかCMも一部入れるのか、という具体的な方向についても詰めなければならぬ。この点については時間的な問題もありまして、これらの点を詰める、という議論で終わりました。

五番目のアーカイブの有効利用についてであります。ご承知のように、今NHKは10億円、B to Bが原則という規制を受けているわけですが、実は我々はNHKに対して追加のクエスチョネアを出しました。番組がアーカイブで50万番組近くあると、しかし実際に公開されているのは5千数百本しかないと、このことの原因は何かという追加クエスチョネアについて、NHKから回答がございまして、公開されているのは権利処理が終わった分であると、残りについては権利処理が終わっていない、とこのような回答がございました。その中でですね、その権利処理の仕方も施設内の公開ということで権利処理、了解を得ているということでしたので、IPで流せるような権利処理は全く進んでいないということが明らかになりまして、このことについても、構成員から疑問の声が上がりました。

それで、ちょっと戻りますが、国際放送に関しては情報発信を強化しなければならないということには従来通りの合意が確認できました。アーカイブについても、国民、受信料によって作られたものでございますので、公開については積極的に促進すべきということで合意いたしました。国際放送につい

ては解かなければならない問題についての確認で終わりました、アーカイブにつきましては、権利処理が施設内ということで、5千数百本が終わっているというだけという現状の確認と、促進すべきだという方向性の合意で終わりました。

六番目の技術開発については全く議論する時間がございませんで、私から次回通信をやるときに、N T Tの技術部門の分離問題も議論する予定なので、それと併せて議論しましょう、ということで終わりました。今日、議論した内容については以上でございます。

(質疑応答)

【今後の議論の流れ】

問：次回も含めて方向性の総括的な論議ということでございますが、そこで大体中間報告みたいなものが見えてくるということよろしいでしょうか。

答：今回は通信ですから、要するに今日の段階で放送については色々なオプションがあります、というのが今日の議論でございましたので、今回は積み残した問題しかできなくて、通信についての議論でございますので、次回で放送・通信を含めておおざっぱな方向性を打ち出すということは事実上難しい。5月に入ってから、放送で積み残したこと、おそらく通信も全て結論が出ないと思いますから、5月にもう一度議論する中でオプションが絞り込まれていくと、そういうことだと思います。

【放送で使用している周波数、公共放送の範囲】

問：放送で使っていた帯域を、デジタル化が前提になるということで通信も使う可能性があるという議論が進んでいるのでしょうか。また、公共放送の範囲をですね、何を公共放送であるから放送しろ、何を公共放送でないから放送するな、というのを誰が決めて誰が言うのかということなんですけれども、公権力に近い人が決めていっていいのでしょうか。

答：最初の質問ですが、テレビの空きチャンネルは20チャンネル分出てくるわけで、その利用については踏み込んだ議論は今日の段階ではできませんでした。通信についての利用も踏み込んだ議論ではなくて、UHF帯の上の方の50何チャンネルから60チャンネルぐらいの帯域は美味しい帯域で、携帯電話でも何でも使えるところだから、慎重に考えましょう、ということでした。

二番目のご質問ですが、非常に悩んでいるところで、教養と教育に関しては区分があるのだと。実際そういう区分で出てきて、この番組が教育、教養と出てきていると。その具体的な中身については今日データがありませんでしたけれども、既にあるということは了解いたしました。それからそこに報道というジャンルも入るかもしれないのだと。具体的なところにはまだ踏み込めませんでしたが、既に今まで事業者の側が自ら申告して総務省がオーソライズしてきたわけですから、そこは一つの基準にはなると。で、そこまでです。これが公共、これがそうじゃない、というのを公権力あるいは誰かが意図的に強く言うことへの懸念は、私自身も、またおそらく構成員も強く持っている。少なくとも、過去の番組に対して、総務省がオーソライズした形で、教養と教育はこうですよ、何パーセントでした、というデータがあったということで、それをベースに議論を進めていかなければならないと思います。

【公共放送の範囲2】

問：教育、教養とおっしゃいましたけれども、あとは大きいのは娯楽だと思うのですが、BBCは報告

書の中で、娯楽は非常に重要な役割を持っていると書いているわけで、公共放送だから娯楽を外せばいい、というわけではないと思うのですが、座長はどのように考えられますか。

答：この点については、今日は全く議論しておりません。この場で個人的なことを言うのはどうかと思うのですが、公共放送と民間放送の二元体制と言ったときに、民間放送が日本のように大変発達している国と、基本的に放送を公共放送が担っていた国で、その位置づけは違っていると考えております。ですから、イギリスと日本で公民の分担の問題は、その辺の違いも含めて議論しなければいけないと思っております。しかし、今の時点の議論で、公共放送は娯楽の分野から全て撤退しなければならない、という結論には至っておりません。今日の段階で、それぞれの局が、これが教育、これが教養と出している、ということを確認しただけです。

【行政組織】

問：今日うかがった放送のアジェンダについて、基本的にはこれを今後議論するというので、つまり、これ以外のアジェンダは入らないということでしょうか。というのは、従来、放送制度の改革という場合に、放送事業者の間では、例えば総務省が放送事業者への権限を持っていて、独立委員会的なものを導入すべきではないかという意見が真っ先にあったと思うのですが。今回そういう議論というものが今まで全くなかったと思うのですが。その点はどうでしょうか。

答：恐らく議事録を見ていただくと、そうではないと思うのですが。今の問題は省庁再編の中で、行政組織の在り方のところで議論しなければいけないと考えておまして、放送・通信に関する行政が、総務省の2局、経産省の1局、それから文部科学省文化庁の著作権課等々に分かれておまして、その在り方は再検討しよう。これは次週、融合法制を考えるときに、行政組織の問題も議論しよう、このように思っております。そうすると必然的に、そういうのをどう動かしたらいいかという中で、放送・通信に関する規制を独立委員会方式にしたらいいのか、行政の組織として今のままでいいのか、あるいはそのことを新しい組織にするのか、どこかの省庁にまとめる形が良いのかということを含めて、議論はするということでありまして、放送のこここのところのアジェンダには入りませんでしたけれども、それは省庁再編のところで、規制と振興の在り方ですね。分離した方がよいのかということを含めて、議論するつもりでいます。

【NHKのチャンネル数】

問：今、NHKのチャンネル数が多すぎるという話があったんですけども、多すぎるというのは減らすということだと思っておりますが、減らすには理屈がないと。基準が必要だと思っております。今までのブリーフなどを聞いていると、その基準に至る議論に至っていない。もう4月ですから、次回は通信をやるとすれば、放送をやる時間はあまりない。ゴールデンウィークに入る。骨太に入れるとすれば時間がない。で、どういう理屈で、公共放送はここまでだという理屈を決めて、チャンネルをこれだけ減らせというのが、どういう場所でどういう議論が出来るのかと、非常に疑問に思う感じがするのですが。

答：今申し上げたように、放送番組のある種の教育・教養みたいなものが出て参りました。それについてより詳しい資料を事務局に作っていただくようお願いしております。で、そのようなものが出ましたが、こういう資料に関しましては、構成員に配られますので、それぞれがそういうのを検討しながら、議論を進めていくということでありまして。もちろん、別のどこかで集まって議論して

いるということではありませんが、そういう共通のベースは今回の議論で大分できましたので、私としてはゴールデンウィークを挟んで、5月の段階では、構成員の中の議論の集約は可能だと。逆に、今日の議論をしまして、構成員の間で非常に議論が対立したというのは、私の感触ではあまりありませんでした。こういうオプションがありますよねと。絞り込むような議論はしませんでした。徹底的に対立するようなことはなくて、同じようなデータを見て、それを議論していけば、5月の段階である程度はまとめられるのではないかと。逆に固めなければいけないなという気持ちでいます。

【NHKに関する議論の流れ】

問：NHKの関係で2点。一つは、5つめの項目のアーカイブス。問題認識としては、共通の受信料で作ってきたものを国民に広く開放せよという基本的な考えだと思うのですが。ただその昔作ってきた番組は、通信、IPがない、そういう中で、権利処理がされてきた。そういうところを抜本的に見直さない限りは、そういうものが権利を持っている人の許可を得るというふうにはならないですよ。そのあたりについての議論はどうか。あるいは、今後どう議論する予定なのか。そのあたりはどうでしょうか。

答：放送のところでIPマルチキャストの再送信のところが、まさに著作権処理に関わるわけです。特に、NHKのアーカイブを公開していくということになると、今の8つの番組でやっていくのは無理に決まっていますから、IPプロトコルを使うような形、ビデオ・オン・デマンドを使うような形にならざるを得なくて。そうすると、著作権の権利処理、著作権法をどうすべきか、IP再送信が通信なのか放送なのかという議論にこれは関わると。そこを超えなければだめだよ。ただ、その一方で、DVDとかはいっぱい作ってもうけているよねという議論もありましたから、やる気があれば出来るかもという話もございました。

【権利処理】

問：権利となって、昔出ている番組となると、家族なり遺族なりに確認を取らなければならないという問題がありますが、その点はどうでしょうか。

答：それはNHKのアーカイブだけの問題ではなくて、著作権処理一般に関わる問題であります。基本は過去にさかのぼって変えるというのは無理だと思いますから、これから先、流通しやすい仕組みをどう作るかという話にならざるを得ないと思います。そこについての議論は、次回、時間をかけてやるつもりであります。

【NHKのガバナンス】

問：あともう一点ですが、ガバナンスの話と受信料制度の話。要するに今のままの制度では、NHKの人事なり予算なりについて、国会の承認が必要と。国会関与の在り方については、今まで議論しているのか、今後どうするのか。このあたりについてはどうでしょうか。

答：もちろん、議論はしております。国会の問題については、経営委員会については同意人事となっております。今回事務局に作っていただいた資料については、国会同意人事が必要な他の委員会等について一覧してもらいました。それは、日銀の政策委員会からですね、8つ9つ出しまして。その中でいろいろなパターンがあるわけです。そういう意味では国会とNHKの経営委員会、名前が変

わるかもしれませんが、その関係を含めて、他の日銀政策委員会等々、公正取引委員会等々の状況を見ながら、議論していく。ですから、国会との関係というのが非常に大事になってくるという認識でいます。

問：その点で、方向性とかそういうところまでは。

答：まだです。強化する方向で変えなければいけないなというところまでです。

【次回の予定】

問：次回の予定はいつ頃でしょうか。

答：次回は4月20日の木曜日を予定しております。時間帯は同じ時間帯だと思います。

よろしいでしょうか。お疲れさまでした。

(以上)